第五号書式（第二十条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 正 | 副 |  |  |
|  | 一級二級木造 | 建築士事務所登録申請書 |
| （第一面） |
| 〔記入注意〕１　※印欄は、記入しないで下さい。２　登録申請者氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自著で行う場合においては、押印を省略することができます。３　□のある欄は、該当する□の中にㇾ印を付けてください。４　現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。 | * 手数料欄

（現金） |
| 一級　16,000円二級　11,000円木造　11,000円 |
| 一級二級木造 | 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。 |
| 　令和　　年　　月　　日 | 登録申請者氏名又は法人の名称及び代表者の役職・氏名 | 印 |
|  |  | （署名又は記名及び押印） |
| 神奈川県指定事務所登録機関一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長　殿 |
| 建築士事務所 | 　 |  |
|  |
| 所在地 | 〒電話（　　　　）　　　－　　　　　FAX（　　　　）　　　－ |
| 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 | （　　　　　　）建築士事務所 |
| 登録申請者 | 個人であるとき | 　 |  | 建築士の資格 | 一級建築士　□ |
|  | 二級建築士　□ |
| 木造建築士　□ |
| な　　　し　□ |
| 住　所 | 〒 |
| 法人であるとき | 　 |  |
|  |
| 事務所所在地（登記上の本店） | 〒 |
| 建築士事務所を管理する建築士 | 　 |  | 建築士登録番号 |  |
|  |
| 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 | 建築士 | 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 管理建築士講習を修了した年月日 | 平成令和 | 　年　　月　　日 | 修了証番号 |  |
| 現登録年月日及び登録番号 | 平成　　年　　月　　日神奈川県知事登録　第　　　　　　　　号 | ※審査 |  |
| 新規 | 更新 | * 登録年月日

及び登録番号 | 令和　　年　　月　　日神奈川県知事登録　第　　　　　　　　号 |
| □ | □ |

（第二面）

所属建築士名簿

〔記入注意〕　全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中に

ㇾを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 | 建築士登録番号 | 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） | 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨 | 構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
| （備考）　別紙　有　□　　　　無　□ |  |  |  |
| 計　　　　名 |  | 一級建築士 | 名 |
|  | 二級建築士 | 名 |
| 木造建築士 | 名 |
| 構造設計一級建築士 | 名 |
| 設備設計一級建築士 | 名 |
|  |  |

（第三面）

役員名簿

〔記入注意〕

１　この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。

２　全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にㇾを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 役名 | 生年月日 |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
|  | 男・女 |  | 明治・大正昭和・平成 | 年　　月　　日 |
|  |
| （備考）　別紙　有　□　　　　無　□ |

添付書類（ロ）

|  |  |
| --- | --- |
| 略　歴　書 | 　（登録申請者）□ |
| 　（管理建築士）□ |
| 〔記入注意〕１　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。２　職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。３　勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。 |
| 氏　名 | 印 | 生年月日 |  |
| 建築士の資格 | 一級建築士　□二級建築士　□木造建築士　□な　　　し　□ | 建築士登録番号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 学歴 | 年　月　日 | 学校名及び学科名 | 卒業・修了・中退の別 |
|  |  |  |
| 職歴 | 期　間 | 勤務先 | 地位・職名 |
| 年　月～年　月 |
|  |  |  |

添付書類（ロ）

|  |  |
| --- | --- |
| 略　歴　書 | 　（登録申請者）□ |
| 　（管理建築士）□ |
| 〔記入注意〕１　氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。２　職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。３　勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。 |
| 氏　名 | 印 | 生年月日 |  |
| 建築士の資格 | 一級建築士　□二級建築士　□木造建築士　□な　　　し　□ | 建築士登録番号 |  |
| 登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合） |  |
| 学歴 | 年　月　日 | 学校名及び学科名 | 卒業・修了・中退の別 |
|  |  |  |
| 職歴 | 期　間 | 勤務先 | 地位・職名 |
| 年　月～年　月 |
|  |  |  |

添付書類（ハ）

誓　約　書

|  |
| --- |
| 　登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。 |
|  | 令和　　年　　月　　日 |
|  | 登録申請者氏名又は法人名称及び代表者の役職・氏名 |  |
| （署名又は記名及び押印）印 |
|  |
| 神奈川県指定事務所登録機関一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長　殿 |
| 記 |
| １ | 　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ２ | 　成年被後見人又は被保佐人 |
| ３ | 　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ４ | 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から５年を経過しない者 |
| ５ | 　建築士法第９条第１項第４号又は第10条第１項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者 |
| ６ | 　建築士法第26条第１項又は第２項の規定により建築士事務所についての登録を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して５年を経過しないもの） |
| ７ | 　建築士法第26条第２項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前１年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの） |
| ８ | 　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者（９において「暴力団員等」という。） |
| ９ | 　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |
| 10 | 　建築士事務所について建築士法第24条第１項及び第２項に規定する要件を欠く者 |
| 11 | 　禁錮以上の刑に処せられた者（３に該当する者を除く。） |
| 12 | 　建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（４に該当する者を除く。） |
|  |  |
|  |  |
| 　〔記入注意〕１　登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。 |
| 　　　　　　　２　３から９まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入して下さい。 |